

令和6年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和7年3月10日（月）13時～

場所：長浜市役所3階 3-B コミュニティルーム

1. あいさつ

2. 議事

(1) やさしいまちづくり「あたたか」～地域生活支援拠点等について～資料1

(2) 保健・医療・福祉の連携「すこやか」～医療的ケア児者への支援充実について～資料2

3. 報告事項

しょうがい者差別事案対応の経過報告 資料3

4. 閉会

## 令和6年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

### <協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	中辻 智希	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	喜多 百合子	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	増田 美智子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	高木 久代	

<敬称略>

### <長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	森 宏志	
2		次長	山口 百博	
3	しょうがい福祉課	課長	小寄 多代	
4	発達支援センター	所長	松山 悦子	
5	しょうがい福祉課	課長代理	真壁 栄志	
6	しょうがい福祉課	係長	富永 人志	
7	しょうがい福祉課	係長	細川 功二	
8	しょうがい福祉課	係長	片山 理絵	
9	しょうがい福祉課	主査	川瀬 雄太	
10	しょうがい福祉課	主査	花澤 翔	
11	しょうがい福祉課	主事	三家 香奈	

## ○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

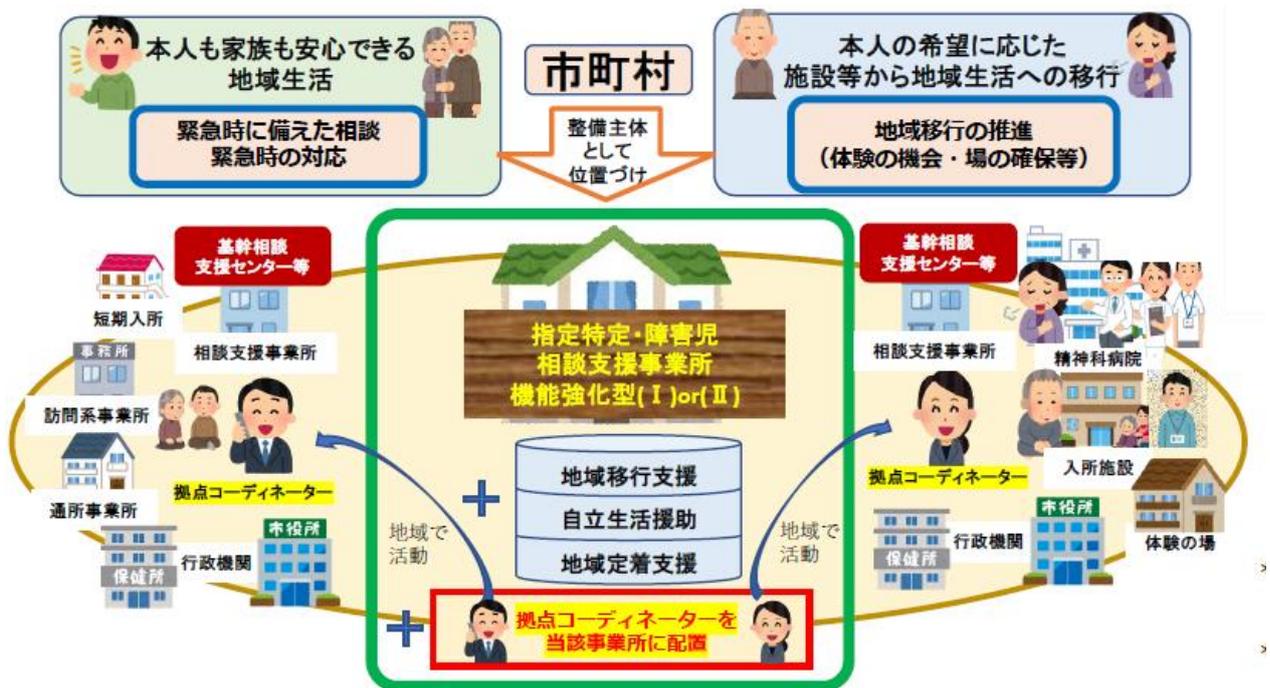
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 地域生活支援拠点等について

## 1. 概要

地域生活支援拠点等（法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）については、地域において生活する障害者等（障害者及び障害児をいう。）及び地域における生活に移行することを希望する障害者等が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制をいう。

※令和 6 年 3 月 29 日発 障障発第 0329 第 1 号「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」より



## 2. 背景

地域生活支援拠点等については、令和 6 年 4 月 1 日から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられたところである。

また、令和 8 年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備に加え、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制等の構築について成果目標に掲げられている第 7 期障害福祉計画に係る国の基本指針を踏まえて作成した、令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「長浜市しょうがい福祉プラン」においては、地域生活支援拠点等の整備の推進及びその機能の充実について盛り込み、策定を行ったところである。

さらに、障害者権利条約第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」に関して、国連に設置されている障害者権利委員会より日本政府に対して次のような勧告がなされている。

「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分し、障害者等の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること」  
「期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の同意を確保し、自立した生活を促進すること」

「障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、自分の生活について選択及び管理すること」

障害者総合支援法、障害者権利条約の目的や基本理念を実現するために、地域生活支援拠点等に取り組むことが求められている。

### 3. 市の取組み（しょうがい福祉プランより抜粋）

頁	箇所	内容				
29	第3章 アクションプランの概要 第2節 やさしいまちづくり「あたたか」	(1) 地域ネットワークの活性化 ○しょうがい福祉推進や地域移行・地域定着の促進に向けて、地域生活支援拠点等の段階的な整備を目指し、湖北地域のしょうがい当事者団体や事業者・市民・企業等、すべての関係団体とのネットワークが構築できるよう、地域ネットワークの活性化に向けて取り組めます。				
30	3 地域ネットワークの活性化	(2) 相談支援機能の強化 ○しょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して支援を行う、 <u>面的な地域生活支援拠点の機能の充実に</u> に向けて取り組めます。				
34. 35	第3章 アクションプランの概要 第3節 地域生活の支援「あんしん」 1 生活支援	保健・医療・福祉のニーズは多様化、高度化しており、個々のしょうがい特性やニーズに即した総合的な支援が必要となっています。そのため、障害者総合支援法に基づくしょうがい福祉サービスの提供や市独自の取組により、しょうがいのある人の地域生活を継続して支援します。サービス等の利用者の増加やニーズの多様化を踏まえ、 <u>地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の機能を充実</u> できるよう、関係機関の連携強化や、サービス・相談支援に係る事業所の整備・充実等に一層取り組めます。				
77. 78	第4章 アクションプランの成果目標・サービス見込み 1 成果目標	(3) 地域生活支援の充実 【国の基本指針】 ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと  ■市の成果目標 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">目標値(R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討</td> <td>年1回以上の検証・検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;目標実現のための取組・現状&gt; ・地域生活支援拠点等については、湖北圏域での整備（面的整備）を行っており、その機能の充実を図るため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会等を活用し、運用状況の検証、検討を行います。</p>	項目	目標値(R8)	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上の検証・検討
項目	目標値(R8)					
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上の検証・検討					

#### 4. 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急事態や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

##### (1) 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

##### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

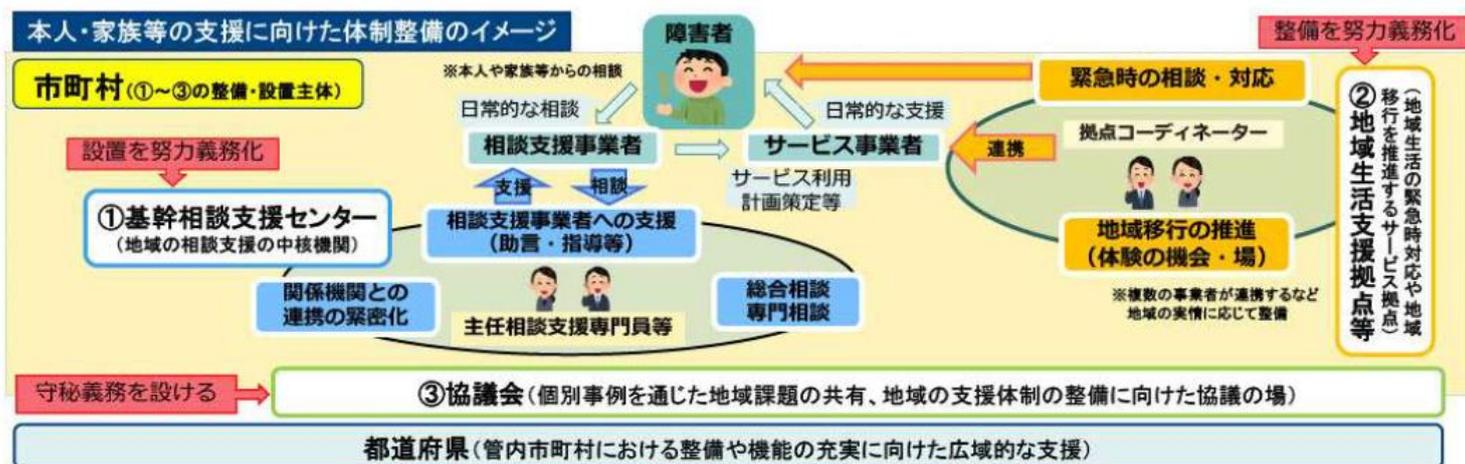
##### (3) 体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

##### (4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

※令和6年3月29日発 障発第0329第1号「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」より



※法改正後に示された基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会の連携概念図

## 5. 地域生活支援拠点等の整備にかかる経緯

湖北圏域においては、長浜米原しょうがい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）が中心となり、地域生活支援拠点等の整備を進めてきた。

H18 年度	(国)「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)において、平成 29 年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に <u>少なくとも一つを整備することを基本とする方針</u> が示された。
H28 年度	(国)第 5 期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標において、平成 32 年度末までに各市町村又は圏域に <u>少なくとも一つを整備することを基本とする旨</u> 定められた。
R1 年度	(市)長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センターが設立される。同時に協議会事務局が両市から基幹センターへ移行され、湖北圏域の重点事項として協議会を中心に地域生活支援拠点等の整備に取り組むこととなる。 (市)自立支援協構成団体を対象に研修会・アンケートを実施 各専門部会で意見交換会を実施 <u>湖北圏域の類型を「面的整備」と決定し、全体会議で報告</u>
R2 年度	(市)平成 30 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにおいて、地域生活支援拠点等の機能を充実させる方針が示される。
R3 年度	(国)R3 年度報酬改定の中に地域生活支援拠点として位置づけられていることを要件とした加算が新設される。 (市)給付費算定の対象事業所となるため、「運営規定への地域生活支援拠点等に関する項目の追加に伴う変更届、および給付費算定に係る届出書」の提出について当市から、該当する相談支援事業所に依頼。
R5 年度	(国)第 7 期障害福祉計画の策定に係る基本指針において、令和 8 年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等の整備することを努力義務とされた。 (市)令和 6 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「長浜市しょうがい福祉プラン」において、地域生活支援拠点等の機能をさらに充実させる方針が盛り込まれる。
R6 年度	(国) <u>地域生活支援拠点等の整備が障害者総合支援法に位置付けられる。</u> (国)R6 年度報酬改定の中に地域生活支援拠点として位置づけられていることを要件とした加算の新設及び見直しがされる。 (市)長浜市湖北圏域地域生活支援拠点事業実施要綱 (R6. 8. 1 施行) を制定 (市)協議会が中心となり、 <u>地域生活支援拠点等の機能強化のため、拠点コーディネーター配置の検討開始</u>

## 6. 今後の動きについて

### (1) 拠点コーディネーターを配置

地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを配置する。

令和6年度の報酬改定で新設された、地域生活支援拠点等機能強化加算を活用し①「緊急時に備えた相談・緊急時の対応」②「地域生活への移行支援」を主な業務として活動いただく拠点コーディネーターを、令和7年度中に圏域2名配置を予定している。



### (2) 拠点コーディネーター配置による機能強化

#### ① 「緊急時に備えた相談・緊急時の対応」

- ・ 緊急時に特別な配慮が必要な方を事前把握
- ・ セルフプラン利用者の計画づくりの支援、計画相談への橋渡しの支援
- ・ サービス未利用者、セルフプラン利用者を支援する人との連携及びサポート
- ・ 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくり
- ・ サービス未利用者等の緊急事態対応可能な体制整備
- ・ 緊急事態への対応の工夫 ⇒ 具体的な方策を企画(例: 共通受付表、緊急時利用のフローチャート作成、空室確保のための取組、メーリングリスト等による空き状況確認手段)

#### ② 「地域生活への移行支援」

- ・ 入所施設者に対する地域移行の意向把握
- ・ グループホームからの一人暮らし等意向の把握
- ・ 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援
- ・ 施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握
- ・ サービス事業者の連携体制の整備
- ・ 地域移行推進体制整備
- ・ しょうがい当事者の活躍の場づくり

### (3) 地域生活支援拠点の評価

⇒協議会運営委員会が、拠点の評価等の機能を果たす地域生活支援拠点委員会の役割を兼務し、年に1回、拠点コーディネーターなどから総括表やチェックリストによる報告を行う。

## 医療的ケア児者への支援充実について

## 1. 国の動向

## 医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村聡）及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月調査分）による厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、  
気管切開の管理、  
鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、  
ネブライザーの管理、経管栄養、  
中心静脈カテーテルの管理、  
皮下注射、血糖測定、  
継続的な透析、導尿、等



## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和3年法律第81号）（令和3年6月11日成立・同年6月18日公布）

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

## 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
  - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する  
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

## 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

## 国・地方公共団体の責務

## 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援</li> <li>○ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援</li> <li>○ 相談体制の整備 ○ 情報の共有の促進 ○ 広報啓発</li> <li>○ 支援を行う人材の確保 ○ 研究開発等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所における医療的ケアその他の支援 → 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置</li> <li>○ 学校における医療的ケアその他の支援 → 看護師等の配置</li> </ul>
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） ○ 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等	

厚生労働省 HP より

## 児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

## 第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。」

## 2. 滋賀県の主な取組み

- (1) 滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ設置(R5～委託)  
医療的ケア児等コーディネーター養成研修、支援者研修 など
- (2) 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(R4～委託)  
新規事業開設に向けた法人への事業提案、講習の実施 など
- (3) 医療型短期入所受入促進モデル事業(R6～)  
医療的ケア児者等の受入れに対する報酬の加算(湖北・高島圏域)
- (4) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業(R2～)  
市が実施する医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業への補助

## 3. 市の取組み(しょうがい福祉プランより抜粋)

頁	箇所	内容				
53, 54	第3章 アクションプランの概要  第4節 保健・医療・福祉の連携「すこやか」  3 医療的ケアへの対応	<p>重度心身しょうがい、難病、高次脳機能障害等により、医療や、日常生活における医療的ケアを必要とする人が増加するなか、専門的医療の提供や、医療的なケアに対応できるしょうがい福祉サービス事業所や人材が不足している状況にあります。このため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が相互に連携協力を密にし、支援の質の向上や人材確保・育成に努めます。</p> <p>また、医療的ケア児支援のための協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しており、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上、医療的ケア児者を看護・介護する家族への支援を図ります。</p> <p>(2) 医療的ケア児者への支援充実</p> <p>○日常的な生活における定期的な医療的ケア等に対応できるよう、夜間の対応も含め、しょうがい福祉サービス事業所の施設整備や人材確保、人材育成に向けて取り組みます。</p> <p>○所定の研修を修了した介護職員等によるたん吸引・経管栄養等の推進を含め、医療的ケアの充実に向け、適切に取り組めます。</p> <p>○重症心身しょうがい児者の医療対応やレスパイトについて、圏域内病院や医師会と調整を図ります。</p> <p>○医療型短期入所事業所の開設のための支援を通じて、医療的ケア児者や重症心身しょうがい児者の介護を行っている家族の負担を軽減し、地域で安心して生活できるように取り組みます。</p>				
79	第4章 アクションプランの成果目標・サービス見込み  1 成果目標	<p>(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等</p> <p>■市の成果目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値(R8)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型短期入所事業所の新規開設(市)</td> <td>1 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;目標実現のための取組・現状&gt;</p> <p>・医療的ケア児支援のための協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は湖北圏域で設置しており、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上を図ります。</p>	項目	目標値(R8)	医療型短期入所事業所の新規開設(市)	1 箇所
項目	目標値(R8)					
医療型短期入所事業所の新規開設(市)	1 箇所					

長浜市の医療的ケア児者の状況（在宅）（R6.4月現在）

40歳以上	196人				
40歳未満	32人	18歳以上	12人		
		18歳未満	20人	就学児童	10人
				未就学児童	10人

（R6.4月しょうがい福祉課、介護保険課及び健康推進課の把握状況より）

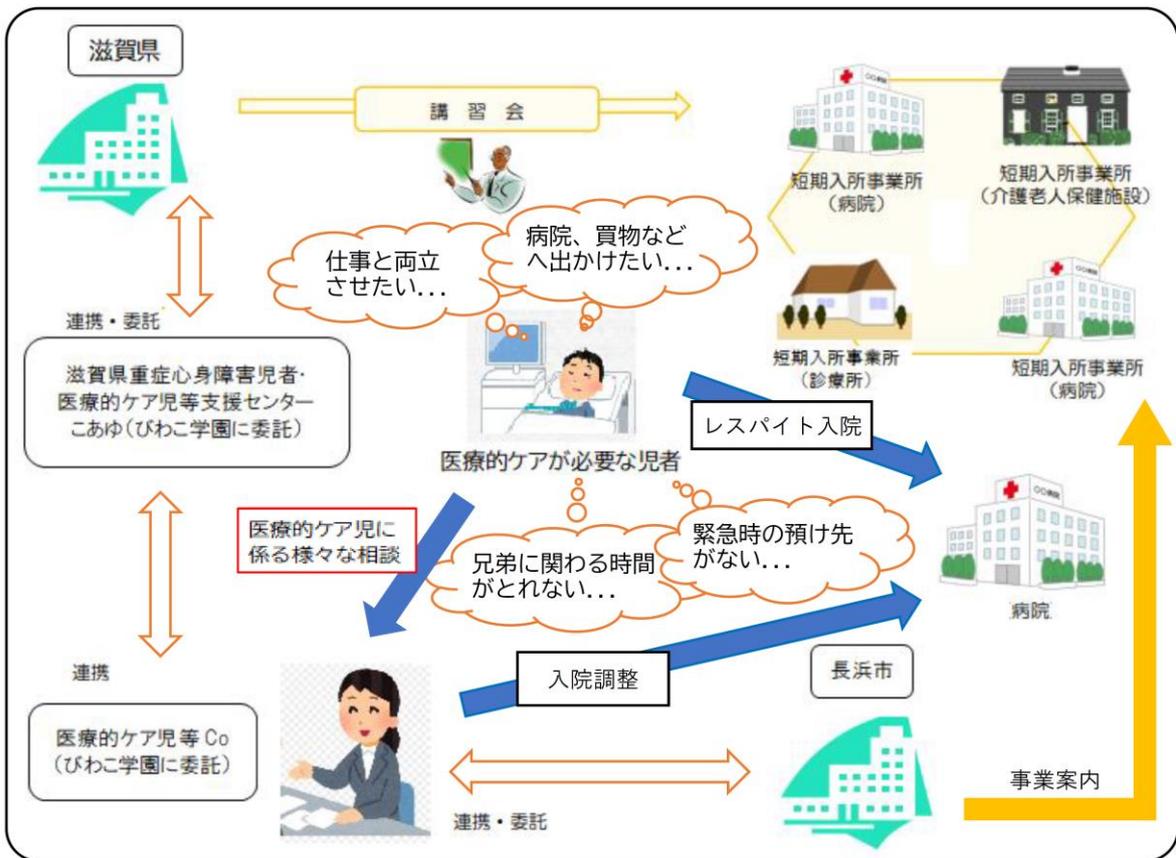
(1)事業内容

- ①医療的ケア児等コーディネーターの設置(R4～委託)  
医療的ケア児等に関する個別相談、関係機関の受入れに関する調整 など
- ②医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業(R2～)  
通学中に医療的ケアが必要な児童生徒の登下校の送迎支援(年間12回/片道)
- ③重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業(R3～)  
医療型短期入所やレスパイト入院利用時、移送に民間救急を利用する際の経済的支援(年間12回/片道)
- ④災害時に備えた非常用電源装置等の購入に係る支援（赤枠は、R6年度に追加）



## ⑤日中の預かりの場の拡充に向けた取組み

医療的ケア児が安心して日中過ごすことができる場所の確保に向けた取組

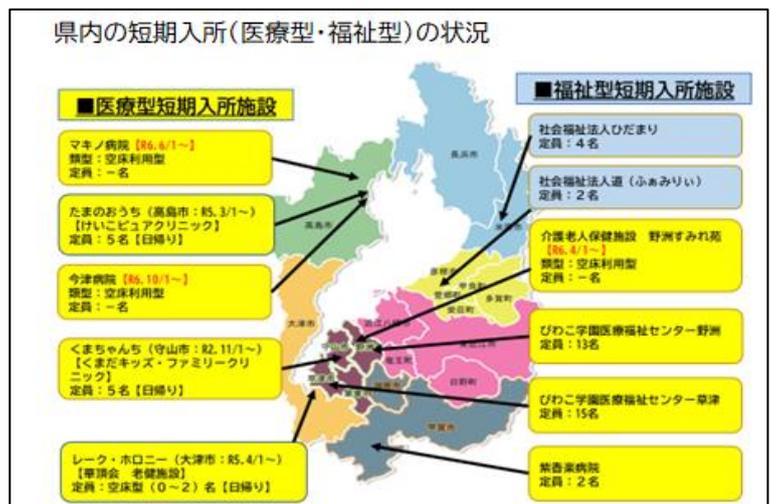


## (2)現状・課題

- ・湖北圏域の事業所数が少なく、地域偏在がある(市内に医療型短期入所事業所はない)。
- ・医療的ケア児を介護する家族の身体的・精神的負担が大きい(遠方の施設を利用)。
- ・医療的ケアに対応できるしょうがい福祉サービス事業所や人材の確保が難しい。
- ・災害時に備えた個別避難計画作成の推進。



地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児が利用できる福祉サービスの拡充、災害時に備えた環境整備に引き続き取り組みます。



## （1）相談の概要

Aさん 52歳 男性
<p>【しょうがいの状態】</p> <p>身体1級、区分5 上半身が揺れることがあり、特に緊張すると大きく揺れる。</p>
<p>【相談内容】</p> <p>本人が、令和6年7月に市内のヘアカット店に行った際、耳の周りのカットを危ないからと残したまま帰宅させられた。他のスタッフの担当時は問題なく散髪できていた。</p> <p>後日、本人がヘアカット店での対応について店舗の本部（本店）にメールし、本店から返信があった。その返信メールには、「<u>そんなひどい状態のお客様でカットも断りたい人ということです。今後は〇〇としては、対応をすることはできないと判断いたしました。次回からはお店への立ち入りはご遠慮願います。今後來店された際には警察にも連絡して退去の対応をさせていただきます</u>」と記載があった。</p>

## （2）これまでの対応

- ① 市しょうがい福祉課内で初動対応について検討
  - ② 滋賀県障害福祉課に相談・依頼
  - ③ 滋賀県が本店の所在の県に事実確認の調査を依頼
  - ④ 所在の県が本店に調査実施
  - ⑤ 所在の県が本店に指導
- 本店は、メールの内容について不適切だったと認め反省。

## （3）今回の対応（2/6実施）

滋賀県と市担当者が市内店舗を訪問し、本店担当者・店舗責任者から聴取を行い、障害者差別解消法等の制度の説明を行った。

- ・ 啓発リーフレット等を本店担当者および店舗責任者に手渡し、差別解消法および県条例の説明を行い、合理的配慮について、お互いが前向きな対話をし、相互理解を深めていただくよう働きかけた。店舗側も今後合理的配慮に心がけると話された。
- ・ 滋賀県が進める「地域共生サポーター」制度への登録を促す。